

高知県シルバー人材センター連合会運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県シルバー人材センター連合会運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、シルバー人材センター事業を推進するため、公益社団法人高知県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）が実施する「シルバー人材センター連合会本部運営事業 高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）実施要領（平成12年6月12日付け労働省発職第124-2号）に基づき実施する連合会の本部の運営等に係る事業」に要する経費について補助する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助金の額は別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、連合会は、申請書に次に掲げる書類を添えて知事の指定する期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 連合会の本部の事業計画書
- (2) 別記第2号様式による補助事業の経費の配分計画書
- (3) 別記第3号様式による補助事業の予定経費内訳書
- (4) 連合会の本部の収支予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めた書類

2 連合会は、前項の補助金等交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、連合会に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、連合会は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合は、事前に別記第4号様式による事業変更承認申請書に別記第5号様式による補助事業の経費の配分変更計画書及び別記第6号様式による変更承認申請経費内訳書を添えて知事に提出し、その承認を受けること。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であり、かつ、配分の変更をする経費の金額が補助事業の経費の配分計画書に記載した補助対象経費の各区分の金額の2割を超えない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業についての帳簿を備え、補助事業に係る経費と他の経費とを明確に区分して経理し、補助金の使途を明らかにしておくこと。
- (5) 前号の経理を行う場合、その支出内容を証する書類を整備して同号の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(処分を制限する機械及び器具)

第7条 連合会が補助事業により取得し、又は効用を増加させた財産のうち規則第19条第1項第2号に規定する機械、重要な器具等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

(概算払)

第8条 知事は、補助金について、規則第14条ただし書の規定に基づき、概算払をすることができる。

2 連合会が前項の規定に基づき概算払の請求をしようとするときは、別記第7

号様式による概算払請求書によらなければならない。

(実績報告書)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第8号様式によるものとし、連合会は、報告書に次に掲げる書類を添えて補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 連合会の本部の事業報告書
- (2) 別記第9号様式による経費明細書兼補助金精算書
- (3) 連合会の本部の収支決算書

2 連合会は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項に規定する実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになったときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の取消し及び補助金の返還等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金をその対象となった事業以外に充当したとき。
- (3) 別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 連合会は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を速やかに知事に報告しなければならない。ただし、確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が、実績報告書において減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を上回らない場合は、提出を要しない。

3 知事は、前項の規定による報告があった場合は、当該金額の返還を命ずるものとする。

(グリーン購入)

第11条 連合会は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情 報 の 開 示)

第 12 条 補助事業又は連合会に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 32 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 5 号、第 7 条、第 10 条及び第 12 条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第3条関係) 補助対象経費

区分		補助対象となる経費
人件費	対象経費 職員特別給与 職員諸手当	職員基本給(本俸)、職員特別給与(賞与)、扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、超過勤務手当等
	社会保険料 法定福利費	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、厚生年金基金掛金、労働保険料(労災保険及び雇用保険)、児童手当拠出金等の法定福利費のうち事業主負担分
	福利厚生費 退職給与引当金 退職金掛金	職員の健康診断に要する費用、職員退職給与引当預金及び中小企業退職金共済等の掛金に支出する費用
運営費	旅費	職員等に支給する調査、指導、連絡、研修・会議出席等のための旅費
	備品費	事務用の机、椅子及びその他備品類の購入費(単価が50万円未満の物品に限る。)
	消耗品費	各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具、文具用品等)の代価、新聞代、雑誌の購入費及び燃料費
	会議費	事業運営委員会等関係行政機関等との諸会議の会議賄い費
	印刷製本費	専門図書以外の図書、諸帳簿、雑誌等の購入費、ポスター、パンフレット、書類、伝票及び帳簿等の印刷製本代
	通信運搬費	① 郵便料、電信料及び電話料 ② 事業用等の諸物品の荷造費及び運賃 ③ 近距離の乗船及び乗車の回数券 ④ 有料道路の通行券
	光熱水費	電気料、水道料、ガス料及びその計器使用料並びに暖房用燃料費
	公租公課	固定資産税、取得した自動車に係る自動車税、自動車重量税及び軽自動車税
	借料及び損料	事務所、事務用機器等の借上げ料、駐車場、作業場及び車両等の借上げ料並びに各種委員会開催に伴う会場等借上げ料
	保険料	取得した自動車に係る自動車損害賠償責任保険料等 ※保険の名称、種類を問わず、法令で加入が義務付けられている保険以外は全て対象外とする。
	諸謝金	調査、講演、執筆、作業等に対する謝礼的な謝金(職員及び推進員等に係る報酬的な謝金及び訪問等に係る謝礼を除く。)
	賃金	臨時に雇用する職員の賃金(会員等を臨時職員として雇用する場合に限る。)
	教材費	職員・会員向け研修のテキスト購入費
管理費	訓練委託費	教育訓練機関等に依頼して行う教育訓練に係る委託費及び会員の受講料
	雑役務費	管理・運営の一部を第三者に依頼して行わせるもの、各種保険料、振込手数料、車検料、コピー機のカウンター料、機械器具及び自動車の修繕料、広告料等の委託料、調査等に要する集計費、作業適応訓練等に要する経費、振込手数料、印紙収入等

区分		補助対象となる経費
事業費	旅費	事業を行うための職員等に支給する調査、指導、連絡、研修・会議出席等のための旅費
	備品費	事業を行うための事務用の机、椅子及びその他備品類の購入費(単価が50万円未満の物品に限る。)
	消耗品費	事業を行うための各種事務用品(コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具、文具用品等)の代価、新聞代、雑誌の購入費及び燃料費
	会議費	事業を行うための会議開催時の会議賄い費
	印刷製本費	事業を行うための専門図書以外の図書、諸帳簿、雑誌等の購入費、ポスター、パンフレット、書類、伝票及び帳簿等の印刷製本代
	通信運搬費	事業を行うための次の費用 ① 郵便料、電信料及び電話料 ② 事業用等の諸物品の荷造費及び運賃 ③ 近距離の乗船及び乗車の回数券 ④ 有料道路の通行券
	公租公課	事業を行うために取得した自動車に係る自動車税、自動車重量税及び軽自動車税
	借料及び損料	事業を行うための駐車場及び作業場及び車両等の借上げ料、各種委員会開催に伴う会場等借上げ料及び事務用機器等借料
	保険料	事業を行うための取得した自動車に係る自動車損害賠償責任保険料等 ※保険の名称、種類を問わず、法令で加入が義務付けられている保険以外は全て対象外とする。
	諸謝金	事業を行うための調査、講演、執筆、作業等に対する謝礼的な謝金(職員及び推進員等に係る報酬的な謝金、訪問等に係る謝礼を除く。)
	社会保険料 法定福利費	事業を行うための諸謝金に係る健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、厚生年金基金掛金、労働保険料(労災保険及び雇用保険)、児童手当拠出金等の法定福利費のうち事業主負担分
	福利厚生費 退職給与引当金 退職金掛金	事業を行うための諸謝金に係る健康診断用諸経費、職員退職給与引当預金及び中小企業退職金共済等の掛金に支出する費用
	賃金	臨時に雇用する職員の賃金(会員等を臨時職員として雇用する場合に限る。)
	教材費	事業を行うための職員・会員向け研修のテキスト購入費及び就業のための知識を付与する講習に係る教材費
	訓練委託費	事業を行うための教育訓練機関等に依頼して行う教育訓練に係る委託費及び会員の受講料
	雑役務費	事業を行うための機械器具及び自動車の修繕料、広告料等の委託料、調査等に要する集計費、作業適応訓練等に要する経費、振込手数料、印紙収入等

別表第2(第3条関係)

補助金の額

補 助 金 の 額
事業の実施に要する経費の2分1の額を上限として、予算の範囲内で決定する。

別表第3（第5条、第6条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
平成 年 月 日

高知県知事

様

申請者

住所

氏名

印

生年月日

補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県シルバー人材センター連合会運営費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、平成 年度高知県シルバー人材センター連合会運営費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

円

2 補助事業の実施期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

関係書類

- (1) 連合会の本部の事業計画書
- (2) 補助事業の経費の配分計画書
- (3) 補助事業の予定経費内訳書
- (4) 連合会の本部の収支予算書
- (5) 県税の納税証明書又は県税の納税義務がないことの申立書

第2号様式(第4条関係)

補 助 事 業 の 経 費 の 配 分 画 書

(単位 千円)					
補 助 事 業 に 要 す る 経 費					
補 助 対 象 経 費			補助対象外経費	合計	国の補助額
管理費		事業費			
人件費	一般運営費				県の補助額

(注) 補助事業に要する経費について消費税仕入控除税額等(当該経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができると認められる部分の金額及び当該金額に地方消費税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいいます。)がある場合は、その金額を減額して記入してください。ただし、補助金交付申請時においてその金額が明らかでない場合は減額の必要はありません。

第3号様式(第4条関係)

補助事業の予定経費内訳書

(単位 千円)

区 分			補助事業に要する経費	国の補助額	県の補助額	積算内訳
補助事業に要する経費 総合計						
補助対象経費 合 計						
合 計						
管 理 費	人件費	計				
		(内訳)				
	一般運営費	計				
		(内訳)				
事 業 費	事業費	計				
	(内訳)	(内訳)				
補助対象外経合計						

(注) 補助事業に要する経費について消費税仕入控除税額等(当該経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方消費税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいいます。)がある場合は、その金額を減額して記入してください。ただし、補助金交付申請時においてその金額が明らかでない場合は減額の必要はありません。

第 4 号様式（第 6 条関係）

第 号
平成 年 月 日

高知県知事

様

申請者
住所

氏名

印

事業変更承認申請書

平成 年 月 日 第 号で交付の決定がありました平成 年度
高知県シルバー人材センター連合会運営費補助金に係る補助事業を下記のとおり
変更したいので、同補助金交付要綱第 6 条第 1 号の規定により承認されるよう申請
します。

記

1 変更事項

2 変更理由

3 変更内容

別添の補助事業の経費の配分変更計画書及び変更承認申請経
費内訳書のとおり

第5号様式(第6条関係)

補助事業の経費の配分変更計画書

(単位 千円)

補助事業に要する経費							国の補助額	県の補助額
区分	補助対象経費			計	補助対象外経費	合計		
	管理費		事業費					
	人件費	一般運営費						
当初								
変更後								
差引								

(注) 補助事業に要する経費について消費税仕入控除税額等(当該経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入に係る消費税額として控除することができるとする部分の金額及び当該金額に地方消費税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいいます。)がある場合は、その金額を減額して記入してください。ただし、補助金交付申請時においてその金額が明らかでない場合は減額の必要はありません。

第6号様式(第6条関係)

変 更 承 認 申 請 経 費 内 訳 書

(単位 千円)

区 分			補助事業に要する経費		変更後の国の補助額	変更後の県の補助額	積算内訳
			当初	変更後			
補助事業に要する経費 総合計							
補助対象経費 合 計							
計							
管 理 費	人件費	計					
		(内訳)					
	一般運営費	計					
		(内訳)					
事 業 費	事業費	計					
	(内訳)	(内訳)					
補助対象外経費 合 計							

(注) 補助事業に要する経費について消費税仕入控除税額等(当該経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方消費税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいいます。)がある場合は、その金額を減額して記入してください。ただし、補助金交付申請時においてその金額が明らかでない場合は減額の必要はありません。

第 7 号様式（第 8 条関係）

概 算 払 請 求 書

金

円也

上記平成 年度高知県シルバー人材センター連合会運営費補助金（決定通知番号）を概算交付されるよう下記のとおり関係書類を添えて請求します。

記

補助金交付決定額

円

既交付額

円

今回請求額

円

関係書類

補助事業の経費内訳表（別紙）

平成 年 月 日

高知県知事

様

申請者

住所

氏名

印

別紙

補助事業の経費内訳書

(単位 千円)

区 分			補助事業に要する経費		国の補助額	県の補助額
			当初	決算見込み		
補助事業に要する経費 総合計						
補助対象経費 合 計						
計						
管理費	人件費	計			/	/
		(内訳)				
	一般運営費	計				
		(内訳)				
事業費	事業費	計				
	(内訳)	(内訳)				
補助対象外経費 合 計						

(注) 補助事業に要する経費について消費税仕入控除税額等(当該経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方消費税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいいます。)がある場合は、その金額を減額して記入してください。ただし、補助金交付申請時においてその金額が明らかでない場合は減額の必要はありません。

第 8 号様式（第 9 条関係）

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名 印

補 助 事 業 実 績 報 告 書

平成 年 月 日 第 号で交付の決定がありました 年度
高知県シルバー人材センター連合会運営費補助金に係る補助事業の実績について、
高知県補助金等交付規則第11条第1項及び高知県シルバー人材センター連合会運
営費補助金交付要綱第9条第1項の規定により下記のとおり関係書類を添えて報
告します。

記

- 1 補助事業の実施期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 2 事業実績の概要 別添連合会の本部の事業報告書のとおり

関係書類

- (1) 経費明細書兼補助金精算書
- (2) 連合会の本部の収支決算書

第9号様式(第9条関係)

経費明細書兼補助金精算書

(単位 円)

区分		補助事業に 要する経費の 計画額	補助事業に 要した経費	補助事業に要 した経費に2分 の1を乗じて得 た額	県の補助金 交付決定額	県の補助金 確定額	県の補助金 既交付額	県の補助金既 交付額と県の 補助金確定額 との差額
合計			A	B(A×1/2)	C	D	E	F(E-D)
補助対象経費	人件費							
	(内訳)							
	管理費							
	一般運営費							
事業費	(内訳)							
補助対象外経費								
合計								

(注)

1 「県の補助金確定額」欄は、「補助事業に要した経費に2分の1を乗じて得た額」欄と「県の補助金交付決定額」欄のいずれか低い方の額を記入してください。

2 補助事業に要する経費について消費税仕入控除税額等(当該経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方消費税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいいます。)がある場合は、その金額を減額して記入してください。